### 浜松学院大学ハラスメント防止対策規程

(平成22年大学規程第5号) 令和元年9月1日改正施行

(目的)

第1条 この規程は、学校法人興誠学園浜松学院大学(以下「本学」という。)におけるハラスメントの防止及びハラスメントに関する事案が発生した場合に適切な対策を講じる(以下「防止対策等」という。)ため、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において、「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、及びその他のハラスメントのことをいう。
  - (1) この規程で「セクシュアル・ハラスメント」とは、地位や立場を利用して、相手の意 に反する性的な言動を行うことによって、相手に不快感や不利益を与えること、あるい は就業・就学環境や教育・研究環境を悪化させることをいう。
  - (2) この規程で「アカデミック・ハラスメント」とは、優越的地位にある者が、その地位 や立場を利用して、より下位あるいは不利な立場の者に対し、相手の意に反した不適切 な言動・指導等を行い、その指導を受ける者の就学意欲または教育・研究環境を著しく 悪化させることであって、前項の「セクシュアル・ハラスメント」に該当するもの以外 の言動・指導等をいう。
  - (3) この規程で「その他のハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントにはあたらないが、一定の就業及び就学上の関係を利用して相手に不快感や不利益を与えること、あるいは就業・就学環境や教育・研究環境を悪化させることをいう。
- 2 「申立等」とは、ハラスメントを受けたと判断した者が、相談員またはその他の職員に、 その事実を告げ、ハラスメントを行った者に対する対応方法等について相談をすること、 または大学に対して何らかの対応措置をとることを申立てる行為をいう。
- 3 「申立人」とは、前項の申立等を行った者をいう。
- 4 「被申立人」とは、申立人からハラスメントを行った者として名指された者をいう。
- 5 「当事者」とは、申立人および被申立人の双方をいう。

(教職員及び学生等の責務)

第3条 教職員及び学生等は、別に定める指針に従い、ハラスメントを行わないようにしなければならない。

(監督者の責務)

第4条 教職員及び学生等を監督する地位にある者は、日常の職務を通じた指導等により、 ハラスメントに関して教職員及び学生等に対して注意を喚起し、ハラスメントの防止及 び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切 に対処しなければならない。 (防止対策委員会)

第5条 (削除平成23年4月27日)

(相談窓口および相談員)

- 第6条 防止対策委員会の下に、ハラスメントに関する苦情相談に対応するため、相談窓口 を設置し、相談員を置く。
- 2 相談員は、次の各号に掲げる者とし、防止対策委員会からの推薦を受けて学長が委嘱する。相談員の構成は性別を考慮するものとする。
  - (1) 各学科の教員 男女各1名以上
  - (2) 健康管理センターの職員 1名
  - (3) 職員 男女各1名
- 3 相談員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じた場合の後 任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 苦情相談の受付および申立人への助言等
  - (2) 苦情相談に当たった場合の防止対策委員会への報告
- 5 相談員は、ハラスメントに関する苦情相談を受け付けた場合、速やかに相談の対応に当たるよう防止対策委員会に連絡する。ただし、相談者が直接相談員以外の教職員に相談することを妨げるものではない。この場合、相談員以外の教職員で相談を受けた者は、速やかに相談窓口へ報告するものとする。

(相談窓口)

# 第7条 (削除)

(調停委員会)

- 第8条 防止対策委員会は、ハラスメントに関して申立人から調停の申し立てがあり、その 必要を認めたときは、調停委員会を設置しなければならない。
- 2 調停委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 防止対策委員 2名
  - (2) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 3 前項第2号の委員は、防止対策委員会で選考のうえ、学長が委嘱する。
- 4 調停委員がハラスメントに関する事案の当事者である場合、あるいは申立人の相談を 直接受けている場合には、調停に参加することはできない。
- 5 調停委員は、当事者間でハラスメントについての認識を深めることを基本とし、被害者 の権利回復を目的とした当事者の主体的な判断による協議を援助するために、次に掲げ る事項を行う。
  - (1) 申立人からの当該申出に係る当事者の協議が円滑に進むよう、立会いのもと援助すること。
  - (2) 申立人からの調停の申出により、当該申出に係る当事者に、調停案を提示すること。
  - (3) 当該申出に係る当事者の調停が成立した場合の合意文書を作成すること。
- 6 調停委員会は、調停の結果を調停報告書にまとめ、速やかに防止対策委員会に報告する

ものとする。

- 7 委員の任期は、その事案の調停が終了し、防止対策委員会に報告したときまでとする。 (調停日時の通知)
- 第9条 調停委員会は、申立人からの調停の申し出に応じて速やかに調停の日時および場所を決め、当事者に通知する。

(付添人)

第10条 当事者は、調停に際して付添人を1人つけることができる。

#### (注意義務)

- 第11条 調停を進めるにあたり、次の事項に注意しなければならない。
  - (1) 委員会として何らかの解決策を当事者に押しつけることのないよう配慮すること。
  - (2) 調停にあたり、被害者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を慎むこと。
  - (3) 被申立人から「同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての証明責任を申立人に負わせないこと。

(調停の終了)

- 第12条 調停は、次の各号の1つに該当したときをもって終了することができる。
  - (1) 当事者間で書面による合意が成立したとき。
  - (2) 当事者が調停の途中で調停の打ち切りを申し出たとき。
  - (3) 調停委員会が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき

## (調査委員会)

- 第13条 防止対策委員会は、次の各号の1つに該当する場合は、ハラスメントの事実関係 について調査を行うため、事案ごとにハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」とい う。)を設置する。
  - (1) 申立人からハラスメントに対する処分もしくは環境改善の措置の申し立てがあったとき。
  - (2) 防止対策委員会が救済、処分および環境改善のための措置が必要と判断したとき。
- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 各学科長
  - (2) 学務委員会委員長・学務グループ長
  - (3) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 3 前項第3号の委員は、防止対策委員会で選考のうえ、学長が委嘱する。
- 4 当該の事案の当事者は委員となることはできない。
- 5 調査委員会は、当事者又は関係者等から事情聴取を行い、ハラスメントに起因する問題 の事実関係を公正に調査する。
- 6 調査委員会は、調査の結果を調査報告書にまとめ、速やかに防止対策委員会に報告する ものとする。
- 7 委員の任期は、その事案の調査が終了し、防止対策委員会に報告したときまでとする。

(プライバシーの保護および不利益取り扱いの禁止)

- 第14条 ハラスメントに関する対応に当たっては、当事者及びその他の関係者等から公正 な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者の名誉・人権及びプライバシーに十分配慮し なければならない。
- 2 虚偽による申し立てや証言のある場合、もしくは他に処罰規定に抵触する重大な行為 の存在が明らかとなる場合を除き、何人も申し立てや証言・報告を行うことにより不利益 な取り扱いを受けることがあってはならない。
- 3 ハラスメントに関する連絡・相談・調査又は対策等に携わった者は、その任務遂行上知 り得た秘密を漏らしてはならない。また、任務を退いた後も同様とする。

(審査報告書の提出)

- 第15条 防止対策委員長は、調査委員会から調査報告書を受理したときは、速やかに防止 対策委員会の議に付さねばならない。
- 2 防止対策委員会は、前項の場合に、学長に対して、調査報告書の内容とともに、法人または大学等の採るべき処分・措置についての勧告を記した審査報告書を提出しなければならない。
- 3 防止対策委員会は、法人または大学の採るべき処分・措置について、当該事案に関する 調査委員会の意見を聴取することができる。
- 4 処分・措置の申し立ての手続きは、前項の審査報告書の提出があった場合のほか、申立人による処分・措置の申し立ての取り下げがあったときに終了する。

(処分・措置の実施)

- 第16条 学長は、防止対策委員会から審査報告書を受理し、ハラスメント行為の事実関係が確認されたときは、別に定める危機管理計画に基づいて危機対策本部を設置し、審査報告書の趣旨をふまえ、法人または大学の規程に則り、教職員や学生へ処分、あるいは就業・就学環境の改善が必要と認められた場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の他に、防止対策委員会が申立等の内容からより迅速な対応が求められると判断 した場合には、調停や調査の手続きのいかんに関わらず、学長に対して必要な措置につい ての勧告を行い、学長はその必要が認められた場合は、速やかに必要な措置を講じるもの とする。

(処分・措置の通知および報告)

- 第 17 条 学長は、第 16 条による処分・措置を、防止対策委員会に速やかに報告しなければならない。
- 2 防止対策委員会は、当事者に対して、その内容を速やかに報告しなければならない。 (異議申立て)
- 第 18 条 第 17 条の処分・措置について異議のある者は、学長に対し、防止対策委員会を通じて異議申立てを行うことができる。
- 2 異議申立ては、前条による通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内にしなければ ならない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。

#### (判定委員会)

- 第 19 条 第 18 条の異議申立てが行われた場合は、学長は、判定委員会を設けて調査を行い、当該異議申立てに係る措置の適否を判断し、その結果を申立人に通知する。
- 2 判定委員会に委員長を置き、委員長及び委員を学長が指名する。
- 3 判定委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 防止対策委員 2名
  - (2) その他学長が必要と認めた者 2名以上
- 4 委員会の構成は性別を考慮するものとし、判定委員は、調停または直接相談を受けた防止対策委員・当該の事案の調査委員・当事者以外の者から選出する。
- 5 判定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決す るところによる。
- 6 判定委員会は、異議申立ての理由として正当なものがないことが明白である場合には、 当該異議申立てを棄却する決定をしなければならない。
- 7 判定委員会は、再度の調査が必要であると判断した場合には、1ヶ月以内の期間を定め て再調査を実施することができる。
- 8 再調査の実施においては、第 13 条および第 14 条の調査委員会による調査に関する諸 規程が適用される。
- 9 判定委員会は、当該の措置決定の手続きに関与する各委員会等の構成や運営、および委員の行動が本規程に抵触するものであったことを認めた場合には、当該決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこれを変更する決定をしなければならない。
- 10 判定委員会は、学長に対して、前項の決定とその根拠を記した判定結果報告書を提出しなければならない。
- 11 学長は、判定委員会から判定結果を受理したときは、判定結果報告書の決定に従い、第 16条による処分・措置を改めて講じるものとする。

(記録の保管)

第20条 防止対策委員会および調査委委員会、相談員等は、その活動のなかで取得したハラスメントに関する情報を一括して記録し、厳重に保管するものとする。

(事務)

第21条 この規程に関する事務は、総務・企画グループ及び学務グループにおいて処理する。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針(平成16年4月1日制定)」の本学への適用は失効する。

附則

1 この規程は、平成23年3月9日から施行する。 附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。